

Go To トラベル事業支援対象 令和二年十一月二十一日(土)

給付金
4,830円
地域共通クーポン
2,000円

石狩鮭づくしの旅

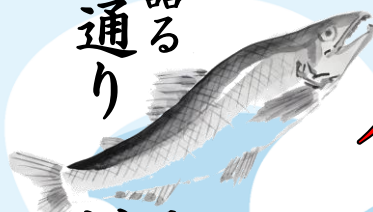
GOTO
トラベル

お支払い実額／大人おひとり様八千九百七十円(税込)

※この商品は、Go To トラベル事業の支援対象です。ご旅行代金
一万三千八百円(税込)からGo To トラベル事業の給付金を
引いた金額が「お客様のお支払い実額」となります。

鮭の歴史を語る
弁天歴史通り

元祖鮭鱒料理
割烹 金大亭



弁天歴史通りを中心とする本町地区は、「石狩発祥の地」として江戸中期より「イシカリ十三場所」の元小屋として鮭などの交易で栄え道央経済の中心地でした。鮭とともに歩んだ人々の文化や歴史の面影を残す建造物をご覧ください。



明治13年、初代女将の石黒サカさんが新潟から渡り創業。以来、女将が料理を担当する伝統を受け継ぎ、石狩産の鮭にこだわった料理を提供しています。特に元祖石狩鍋の店として有名で、伝統の製法を守り続けています。今回のツアーでは、全9品のコースを味わっていただきます。



石狩 太郎と花子の会
ご昼食時に「南京玉簾」「おもてん」など楽しい演芸をご覧ください。



石狩天然温泉
番屋の湯
出湯は、太古の海水が育んだ「化石水」。いにしへのロマンに想いを馳せながら、ゆったりと湯に浸かり温まれば、旅の疲れも癒されることでしょう。



佐藤水産
サーモン
ファクトリー店
主力商品である鮭は、「天然の鮭」だけを扱う事に決めて提供。原料から調味料にいたるまで自然の味、天然の味にとことんこだわりの旬に限定して仕入れています。

旅行企画・実施
(お申込み・お問い合わせ)

募集型企画旅行実施可能区域
総合旅行業務取扱管理者

北海道知事登録旅行業第3-721号/(一社)全国旅行業協会会員

アミーケ・インターナショナル株式会社

TEL (0133)74-3823 FAX (0133)76-6128

北海道石狩市花川北6条1丁目57番地

札幌市 石狩市 小樽市 当別町 増毛町 新十津川町

伊藤 朱美

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。

この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



新北海道スタイル

新北海道スタイル安心宣言

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「7つの習慣化」に取り組んでいます。



※写真やイラストはイメージです。



鮭を学び鮭を食くす 鮭づくしの旅



■行程

札幌駅北口団体待合所出発(9:30)＝石狩商工会館出発(10:10)＝弁天歴史通り(散策:約50分)

金大亭(昼食と演芸鑑賞:約90分)＝番屋の湯(温泉入浴:約105分)＝佐藤水産 サーモンファクト

(買い物:約20分)＝石狩商工会館降車(15:50)＝札幌駅北口団体待合所降車(16:00)

■1名様より参加可■添乗員同行■食事1回■最小催行人数13名■定員15名(お申し込み順)

■バス車内ではお1人様で2席利用■バス会社:ダイコク観光バス株式会社

※国からの給付金はおお客様に対して支払われるものであり、当社およびGoToトラベル事務局がおお客様に代わって受領(代理受領)して、旅行代金から給付金を差し引いたお支払い実額をお支払いいただきます。お客様は、弊社およびGoToトラベル事務局の代理受領についてご理解のうえお申込みください。

※地域共通クーポンの利用方法など詳細については最終行程表発送時に説明いたします。

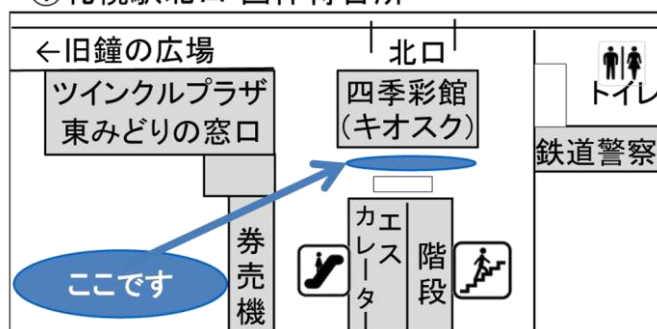
※感染症の感染拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況により事業を中止又は延期する場合があります。

※お申し込み後のお取り消しについては、取消日により、旅行代金(税込13,800円)を基準として弊社所定の取消料を申し受けます。

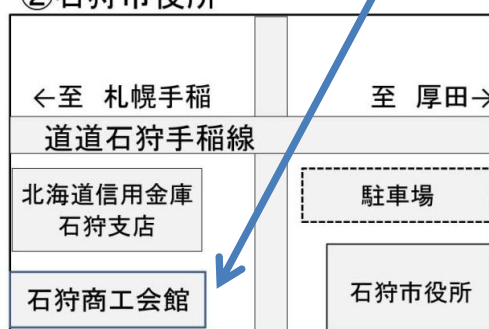
※新型コロナウイルス感染予防に対する当社ツアーの取り組みの詳細はホームページをご覧ください。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口 団体待合所



②石狩市役所



お申込み・お問合せは
アミーケ・インターナショナル株式会社
にお電話ください

電話番号 0133-74-3823
受付 月曜～金曜(8:30～17:30)

※スタッフが不在となる場合がございます。留守番電話に伝言を残して頂けましたら折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約

1. この旅行は「アミーケ・インターナショナル株式会社」(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

2. 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部にあります。

3. 当社は、お客様が本旅行契約に従って運送機関等の提供を受ける運送その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することと引き受けます。

2. 旅行契約の成立
(1) 当社は、(2)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「(1)」を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)

旅行代金の額	申込金(おとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

2. 当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知したの時から起算して日以後、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。3. 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したとき成立するものとします。

4. 旅行参加に際して特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために譲り渡す特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

3. 旅行代金のお支払い期日
1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)

2. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

5. 旅行代金に含まれるもの
1. 旅行代金に含まれる運送機関の運賃・料金、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。

6. 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知やご説明を要する旨を、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、やむを得ないときは、変更することとなります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更することとなります。

7. 旅行代金の変更
前項により旅行契約が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っていただくかわからず、運送・宿泊機関等の運送、部屋その他の提供の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することとなります。ただし、当該旅行契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の別に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様負担となります。

8. お客様による旅行契約の解除
【1】旅行開始前
1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表「旅行契約の解除」に示す取消料は、お客様が旅行開始日の前日から起算して、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(おとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
【1】21日前に当たる日以前の解除	無料
【2】20日前に当たる日以降の解除(【3】～【7】を除く)	無料
【3】10日前に当たる日以降の解除(【4】～【7】を除く)	旅行代金の20%
【4】7日前に当たる日以降の解除(【5】～【7】を除く)	旅行代金の30%
【5】旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
【6】旅行開始の当日の解除(【7】を除く)	旅行代金の50%
【7】旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2. お客様は旅行開始後においても、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。ア. 第6項に基づき旅行契約が変更されたとき、ただしその変更が第2項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると認めるとき、イ. 第7項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

【2】旅行開始後
1. 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱される場合は、お客様の権利放棄と見なし、一切の払い戻しをいたしません。2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の別に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合を除きます。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

9. 当社による旅行契約の解除
【1】旅行開始前
1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認めるとき。

エ. お客様が、旅行開始に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日(日帰り旅行にあっては14日)以内にある日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スケジュールを変更する旅行における降参量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
ク. お客様が第3項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第13項(1)の1に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

【2】旅行開始後
1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

ウ. 当社は、旅行中止を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従った旅行を、またはこれらの方、または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

2. 当社は本項(2)の1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の別に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

3. 当社は、本項(2)の1)の7. の規定に従って旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様ののご依頼に応じてお客様ののご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

4. お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

10. 旅程管理
添乗員旅行業務コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他の当該旅行に付随して当社が必須と認める業務の全部または一部を行います。

11. 当社の責任及び免責事項
1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし損害発生の日から起算して生じた生じたに通知があったときと限り。

2. 当社は、手荷物について生じた生じた(本項(1)の損害)については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときと限り、お客様に1名につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

12. 特別補償
当社は第17項の規定に基づき(当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行業務(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上にこれらに一定の損害が生じたとき、死亡補償金として150万円、入院見舞金として入院日数により1万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。旅行品にかかると必要な補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。

13. 個人情報の取扱いについて
当社は、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との間の連絡のため、2. 旅行に関する企画・旅行業務のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する諸手続きのため、4. 当社の旅行業務上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、5. 当社及び当社提供する企業の商品やサービス、キャンペーン等の提供、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加後のご意見やご感想のお問い合わせのため、7. アンケートの取扱いのため、8. 特典サービス提供のため、9. 統計資料作成のために利用させていただきます。

14. その他
旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知いただき、当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態に陥ったとき、必要措置を講じることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。